○デジタル庁法務省告示第三号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、令和七年三月二十八日付けで業務の用に供する設備及び業務の実施の方法の変更を認定したので、同条第三項において準用する同法第四条第三項の規定に基づき公示する。

令和七年四月二十一日

内閣総理大臣　石破　茂
法務大臣　鈴木　馨祐

1　認定認証業務の名称　my電子証明書
2　認定認証業務を行う者の名称　my FinTech株式会社
3　認定認証業務を行う者の住所　東京都港区虎ノ門四丁目１番28号

○総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省告示第一号

棚田地域振興法（令和元年法律第四十二号）第七条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定棚田地域を次のとおり指定する。

令和七年四月二十一日

総務大臣　村上誠一郎
文部科学大臣　阿部　俊子
農林水産大臣　江藤　拓
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

指定棚田地域は、次の表の市町村名欄に掲げる市町村の区域のうち、旧市町村名欄に掲げる旧市町村の区域（昭和二十五年二月一日における市町村の区域をいう。）とする。

区域		
都道府県名	郡名	市町村名	旧市町村名
長野県	北安曇郡	池田町	池田町、会染村、七貴村
徳島県	阿波市		大俣村

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○外務省告示第百四十号

令和七年二月二十七日にハノイで、ベトナム社会主義共和国におけるベトナム国家イノベーション・センター活性化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ベトナム国家イノベーション・センター活性化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億九千九百万円
3　署名者
日　本　側　伊藤直樹在ベトナム大使
国際連合開発計画側　ラムラ・カリディ在ベトナム事務所代表

令和七年四月二十一日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百四十一号

令和七年二月二十五日にダッカで、バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県及びバシャンチャール島におけるミャンマーからの避難民のための基礎的な住環境及び保健医療サービスの整備並びに生計向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合難民高等弁務官事務所との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　コックスバザール県及びバシャンチャール島におけるミャンマーからの避難民のための基礎的な住環境及び保健医療サービスの整備並びに生計向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億五千万円
3　署名者
日　本　側　齋田伸一在バングラデシュ大使
国際連合難民高等弁務官事務所側　スンブル・リズビ在バングラデシュ事務所代表

令和七年四月二十一日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百四十二号

令和七年三月十日にダッカで、バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための持続可能な固形廃棄物管理計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　コックスバザール県におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための持続可能な固形廃棄物管理計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億二千万円
3　署名者
日　本　側　高橋直樹在バングラデシュ臨時代理大使
国際連合開発計画側　ステファン・リラー在バングラデシュ事務所代表

令和七年四月二十一日

外務大臣　岩屋　毅

○財務省、農林水産省、経済産業省告示第二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和七年四月二十一日

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地
(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：（新設）	営業所又は事務所の名称：営業部スタートアップ出張所
郵便番号：（新設）	郵便番号：104―0028
所在地：（新設）	所在地：東京都中央区八重洲二丁目２番１号
電話番号：（新設）	電話番号：03―6695―6770

(2)　変更年月日
令和７年４月21日
(3)　変更の理由
出張所設置のため